認定輸血検査技師制度協議会認定輸血検査技師制度　規則等

平成７年４月１日施行
平成１１年６月２９日改訂
平成２０年９月１１日改訂
平成２２年９月１６日改訂
平成２４年３月８日改訂
平成３１年３月２８日改訂
令和元年９月５日改訂
令和２年３月３１日改訂
令和４年３月４日改訂
令和８年９月２８日改訂

Ⅰ．認定輸血検査技師制度導入の趣旨

輸血は移植の一種と考えられているように、種々の副作用・合併症を伴い易く、輸血治療を行うには深い知識、的確な判断力と技術が要求される。輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる技師の育成を目的として認定輸血検査技師制度協議会（以下協議会）はこの制度を導入する。

Ⅱ．認定輸血検査技師制度規則

（目的）

第１条　この制度は輸血に関する正しい知識と的確な輸血検査により、輸血の安全性の向上に寄与することのできる技師の育成を目的とする。

（認定輸血検査技師制度協議会および審議会）

第２条　協議会は認定輸血検査技師制度に関する必要事項を審議する。認定輸血検査技師の認定作業を円滑公平に実施するため、協議会の下に認定輸血検査技師制度審議会（以下審議会と略す）を設置する。

第３条　協議会は第１条の目的を達成するために、認定輸血検査技師を認定する。

第４条　協議会および審議会の組織、運営については別に定める。

（認定輸血検査技師制度指定カリキュラム）

第５条　審議会は認定輸血検査技師育成のために、認定輸血検査技師指定カリキュラム（以下指定カリキュラムと略す）を定める。

（認定輸血検査技師制度指定施設）

第６条　認定輸血検査技師育成のために適当と認めた施設（病院および血液センター）を、認定輸血検査技師制度指定施設（以下指定施設と略す）として認定する。

第７条　前条の指定施設の指定条件は、認定輸血検査技師制度施行細則に定める。

第８条　協議会は認定した施設に対して、「認定輸血検査技師制度指定施設認定証」を交付する。認定証の有効期間は５年とする。

第９条　指定施設は５年ごとに更新の手続きをしなければならない。

第10条　指定施設は次の場合に認定が解除される。

１）第７条に該当しなくなったとき
２）指定施設の認定を辞退したとき
３）5年連続で研修の受け入れが不可能であったとき

（令和元年９月５日）

（認定輸血検査技師申請の資格と手続き）

第11条　認定輸血検査技師の申請にあたって次の各項のすべてを備えていなければならない。

１）臨床検査技師とする。
２）申請時において原則として現在および通

算して３年以上日本輸血･細胞治療学会または日本臨床衛生検査技師会または日本臨床検査医学会会員であること。ただし、認定時には日本輸血･細胞治療学会会員であることを必要とする

３）輸血検査歴３年、他の検査歴も含めて通算５年以上の検査業務経験を必要とする

４）学術論文、学会発表等の業績発表により、認定輸血検査技師申請の資格審査基準の必要な単位を取得していること。さらに輸血に関連した各種学会、講演会および研修会での活動歴を評価する

第12条　認定輸血検査技師の申請には、必要書類を協議会事務局に送付し、所定の申請／研修料を納付しなければならない。

（申請者の資格審査、研修、試験および認定輸血検査技師の登録）

第13条　審議会は年１回申請書類により申請者の資格審査を行い、必要な条件を満たす者に対して研修を行う。資格審査を満たす申請者は認定医、または認定輸血検査技師の勤務する指定病院と指定血液センターの両施設でカリキュラム委員会の定めた所定の講義・実技等の研修をすることが必要である。ただし、カリキュラム委員会が指定する研修会等をもってこれに替えることができる。

第14条　審議会は研修終了者に対して試験を行う。審議会は試験結果について認定輸血検査技師としての適否を審査し、結果を協議会に報告する。協議会は適格者を認定輸血検査技師として「認定輸血検査技師登録原簿」に登録する。

第15条　認定輸血検査技師資格は登録後発効する。

１）登録は認定輸血検査技師登録料を納付した者に対してこれを行う

２）登録者には登録時に「認定輸血検査技師制度協議会認定輸血検査技師認定証」を交付し、その旨を日本輸血細胞治療学会誌に発表する

３）認定証の有効期間は５年とする

（認定輸血検査技師の登録更新）

第16条　この制度は更新制とする。したがって認定の更新を引き続き希望する者は５年ごとに認定輸血検査技師登録の更新申請をしなければならない。

第17条　更新を申請するものは５年間に更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。

第18条　更新には必要書類を提出し、登録更新料を納付しなければならない。

（認定の取り消し）

第19条　認定輸血検査技師は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

１）臨床検査技師または衛生検査技師の資格を喪失したとき

２）認定輸血検査技師登録の更新をしなかったとき

３）日本輸血･細胞治療学会を退会したとき

４）認定輸血検査技師としてふさわしくない行為があったとき

第20条　前条第４項の判定は、審議会が審議に基づき、これを行う。

（付則）

第21条　この規則は平成７年４月１日から施行する。

第22条　この規則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

第23条　この規則を施行するため、別に施行細則を定める。

第24条 この規則による認定輸血検査技師の認定が実施されるまでは、施行細則により特例措置による認定を行う。

Ⅲ．認定輸血検査技師制度施行細則

第１条　認定輸血検査技師制度規則（以下規則と略す）の施行にあたり、規則に定める以外の事項については、認定輸血検査技師制度施行細則（以下細則と略す）および同審議会内規の規定に従うものとする。

（認定輸血検査技師制度指定施設の基準）

第２条　指定施設は、輸血検査医学に関する教育指導体制がとられて、適正な輸血医療の全般を取得でき、研修に関する要員、設備、機器、図書が十分でなければならない。

２．指定施設は、次の条件を必要とする。

１）病院

イ．認定医または認定輸血検査技師が勤務していること

ロ．年間赤血球（全血、自己血を含む）製剤使用量が1,000単位以上であること

ハ．輸血療法委員会またはそれに相当する組織があること

ニ．輸血部（室）があり、輸血検査および製剤保管管理を一括して行っていること

２）赤十字血液センター

審議会が適当と認めた施設

３）．外国における施設

審議会が適当と認めた施設

（指定施設の認定および認定更新）

第３条　指定施設の認定および認定更新については、審議会の審議に基づいて当該施設に委嘱し、施設の同意が得られたのち認定証を交付する。

（認定輸血検査技師申請の資格審査基準）

第４条 規則第１１条に定める認定輸血検査技申請の資格審査基準として、第９条に定める認定輸血検査技師の申請に関する資格審査基準単位により５年間で５０単位以上を取得していなければならない。

（認定輸血検査技師申請の手続き）

第５条　認定輸血検査技師の申請には、原則として次の各項の書類を協議会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

１）認定輸血検査技師申請書

２）認定輸血検査技師申請用業績目録等

第６条　認定輸血検査技師の申請には、申請／研修料を納入しなければならない。申請者は認定施設あるいはカリキュラム委員会が開催する研修（５日間）を受講しなければならない。研修の日時、場所などは申請書類受領後に各申請者に通知する。

（認定輸血検査技師の試験）

第７条　認定試験にあたっては受験料を納入する。認定輸血検査技師の試験は筆記、実技試験とする。認定試験不合格の場合も申請書類、研修歴は３年間有効とする。

（認定輸血検査技師の登録更新）

第８条　５年ごとの登録更新は有効期間の最終の年に行うこととする。

第９条　５年間に取得すべき更新申請資格審査基準単位は、次の表により加算して30単位以上あるものとする。うち少なくとも10単位は日本輸血･細胞治療学会主催行事（学術集会、秋季シンポジウム、支部例会）への参加でなければならない。但し、学会または技師会が全国で開催する研修会に更新までの５年間に少なくとも１回は参加しなければならない。

２　更新時には、日本輸血･細胞治療学会の会員であることを必要とする。また、臨床検査技師は、日本輸血･細胞治療学会の会員であることに加えて日本臨床衛生検査技師会の会員であることを必要とする。

認定輸血検査技師の申請に関する
資格審査基準単位

学会参加		
	日本輸血・細胞治療学会総会	10
	同上　秋季シンポジウム	10
	同上　支部会例会	5
	国際輸血総会、アメリカ血液銀行協会総会（ＡＡＢＢ）等	8
	日本医学検査学会	8
	同上　地方会	3
	日本臨床検査医学会総会	8
	同上　地方会	3
	日本血液事業学会総会	8
	その他の輸血医学関連学会総会※	3
研究発表		
	原著論文（筆頭）	10
	同上　（共同）	5

その他の論文（筆頭）	5
同上　　（共同）	3
学会発表（筆頭）	5
同上　（共同）	3
講習会、研修会等参加※※	5
学会主催の教育活動等	5
技師養成学校での教育	5

※ その他の輸血医学関連学会は審議会において審査する。

※※４団体（日本輸血･細胞治療学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院）が主催または共催したものに限る。その他は審議会において審査する。

第10条　更新を申請する者は登録更新料を納入しなければならない。

第11条　登録更新には、登録更新申請書、更新用実績報告書、更新申請資格審査基準単位を証明する書類等を提出しなければならない。

（付則）

第12条　この細則は平成７年４月１日より施行する。

第13条　この細則の改廃は協議会の議決を経なければならない。

（付則）

第４条の認定輸血検査技師申請資格審査基準単位を第９条の認定輸血検査技師申請に関する資格審査基準単位に統一する。

（平成１８年４月１日）

（付則）

特例措置による認定輸血検査技師の認定に関する条項（第１４条－第１８条）を削除する。

（平成２０年９月１１日）

Ⅳ．認定輸血検査技師制度協議会および審議会内規

（趣旨）

第１条　この内規は、認定輸血検査技師制度規則第４条の規定に基づき、協議会および審議会の組織および運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　協議会は認定輸血検査技師制度に関する必要事項を協議することを目的とする。審議会は認定輸血検査技師の認定作業を円滑に実施するために設置する。

（組織）

第３条　規則第４条の協議会および審議会の組織は次のとおりとする。

１）協議会は会長、副会長、および委員若干名をもって組織する。会長は日本輸血･細胞治療学会の会長が委嘱し、委員は協議会の会長が委嘱する。

２）審議会は会長、副会長および委員若干名をもって組織する。審議会の会長は協議会の会長が委嘱し、委員は審議会の会長が委嘱する。

第４条　協議会および審議会の会長および委員の任期は２年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第５条　協議会および審議会の会長は会務を総括し、協議会あるいは審議会を代表する。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

（委員会）

第６条　審議会は専門事項を調査協議するために、次の委員会を置く。各委員会の委員長は審議会の委員の中から審議会の会長が委嘱する。

１）カリキュラム委員会

２）施設選定委員会

３）資格審査委員会

４）試験委員会

第７条　委員会の委員は委員長が指名し、審議会の会長が委嘱する。

任期は第４条の規定に準ずる。

（議事運営）
第８条　協議会および審議会の議事運営は次の各項により行う。
１）会長が召集し、その議長となる
２）協議会および審議会は年１回以上開かなければならない
３）協議会および審議会は委員の３分の２以上の出席をもって成立する
４）協議会および審議会の議事は出席者の過半数の同意により議決される
前４項の規定は委員会の議事運営においても準用される
第９条　協議会および審議会の会長または委員長は議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。
第10条　協議会ならびに審議会および各種委員会に委員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を洩らしてはならない。
（報告および答申）
第11条　審議会会長は審議会の審議結果を協議会に報告しなければならない。各委員長は、委員会の審議結果を審議会会長に答申する。
（事務局）
第12条　審議会の事務は協議会事務局が行う。
協議会事務局は、東京都文京区本郷2-14-14ユニテビル5階、日本輸血･細胞治療学会事務局内におく。
（改廃）
第13条　この内規の改廃には、協議会委員の３分の２以上の同意を必要とする。
（雑則）
第14条　この内規に定めるもののほか、必要な事項は協議会が定める。

（付則）
この内規は平成７年４月１日から施行する。

Ｖ．認定輸血検査技師制度審議会申し合わせ事項

第１条　認定輸血検査技師申請者は指定施設あるいはカリキュラム委員会の開催する研修会で１週間（５日間、40時間）の研修を行うこととする。
（認定輸血検査技師取り消し後の復活）
第２条　やむをえない事情により、登録更新の機を失したため取り消された認定輸血検査技師資格は審査の上、復活を認めることがある。
（特例措置としての認定）
第３条　認定輸血検査技師の認定審査にあたり外国での研修歴を有する場合に特例とすることが妥当と考えられるときは、審議会で審議し、審議会会長が裁定する。
（疑義の取り扱い）
第４条　規則等の施行について疑義が生じたときは、審議会の議決によって決定し、規則等の改正が行われるまで、申し合わせ事項とする。
（第１回認定証交付日付）
第５条　認定輸血検査技師制度発足にともない認定輸血検査技師研修を早急に開始するため、認定証および指定施設認定証のそれぞれの第１回交付日付は認定作業終了以前にさかのぼり、平成７年４月１日とする。
（追加申し合わせ事項）
第６条　以後の認定証交付時期は、試験合格年の4月1日からとする。
第７条　平成２１年度より、研修の最後に研修終了確認試験を行い、合格者を研修終了者とする。

第８条　規則第２条に定める協議会、審議会、および審議会内規第６条に定める委員会の構成は次のように申し合わせる。
（平成23年9月16日申し合わせ）
参加４団体（略称）
日本臨床検査医学会（検査医学）
日本臨床検査同学院（同学院）
日本臨床衛生検査技師会（日臨技）
日本輸血･細胞治療学会（輸血学会）

組織構成員

協議会（６名）

検査医学２　同学院１　日臨技１

輸血学会２（協議会長、審議会長）

会計担当２（輸血学会、日臨技)、

監査２（検査医学、同学院）

審議会（１０名）

検査医学２、同学院１、日臨技２、

輸血学会５（審議会長を含む）

カリキュラム委員会（８名以上）

検査医学１、同学院１、日臨技２、

輸血学会４（委員長を含む）

施設選定委員会（７名以上）

検査医学１、同学院１、日臨技２、

輸血学会３（委員長を含む）

資格審査委員会（９名以上）

検査医学１、同学院１、日臨技４、

輸血学会３（委員長を含む）

試験委員会（９名以上）

検査医学１、同学院１、日臨技４、

輸血学会３（委員長を含む）

第9条　やむを得ない理由により更新の申請手続き延期を希望するものは、最長3年間に限り認めることがある。その場合も、更新後の認定期間は本来の次回更新時期までとする。

（平成24年3月8日申し合わせ）

なお、上記のやむを得ない理由は以下に限る。

①海外留学・出張（家族の留学・出張に伴う海外移住も含む）

②出産・育児

③長期療養入院（家族の介護も含む）

（平成31年3月28日申し合わせ）

第10条　永年に渡って認定輸血検査技師として輸血医療に貢献した場合には、審議会は適当と認めた者を推薦し、協議会長に感謝状の発行を求めることができる。 尚、永年とは連続20年以上とする。

（平成24年3月8日申し合わせ）

第11条　認定輸血検査技師制度施行細則９条の「その他の輸血医学関連学会」は、審議会において、従来の日本自己血輸血・周術期輸血学会に加えて、日本造血・免疫細胞療法学会も認めることとする。

（平成２４年３月８日申し合わせ）

（令和８年９月２８日関連学会名称更新）

Ⅵ. 認定輸血検査技師制度指定施設

本協議会は規則第６条にいう認定輸血検査技師育成のために適当と認めた施設を指定施設として認定する。指定施設の選定事務は、施設選定委員会が行う。指定施設については別に告示する。

＜血液センター認定施設条件＞

施行細則第２条２）赤十字血液センターの内容変更により、血液センター認定施設条件は以下の内容で選考して認定する。

１）採血業務（成分献血を含む）が修得できる。

２）供給業務（まれ血の確保、緊急時対応を含む）が修得できる。

３）DVD またはビデオによる講習：検査・製剤業務が修得できる。

４）研修の担当者は施設に一任する

５）認定医、認定技師の在籍は参考とする。

（平成２３年９月１６日）

Ⅶ. 会計

第１条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２条　委員会の運営計画会計予算については別に予算管理規定に定める。

（令和２年３月３１日）